

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行: 箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ～

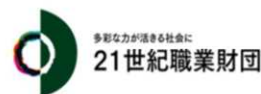
2024年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. **<オンライン>** ハラスメント相談担当者セミナー **キャンパス編** (大学・短大向)
開催日時 2024年8月7日(水) 13:30～17:00 担当講師 猪熊 康二
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用) 受講料 18,700円(テキスト購入別途)
特 徴 教員・職員・学生など、立場の異なる人が集まるキャンパスの課題に特化したコース
2. ハラスメント相談担当者セミナー **ベーシック編**
<会場集合型> 2024年 7月3日(水) 13:30～16:30 (鐵鋼会館:大阪市中央区)
受 講 料 16,500円(テキスト代込)
<オンライン> 2024年 9月13日(金) 13:30～16:30 (Zoom)
2024年 10月10日(木) 13:30～16:30 (Zoom)
受 講 料 15,400円(テキスト購入別途)
3. **<会場集合型>** ハラスメント相談担当者セミナー **アドバンス編**
開催日時 2024年7月18日(木) 9:30～16:30 担当講師 井上 泰世
場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階)
受 講 料 31,900円(テキスト代込)
4. **<オンライン>** ハラスメント相談担当者セミナー **応用実践編**
開催日時 2024年9月25日(水) 13:30～17:00
開催方法 オンライン(Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)
受 講 料 18,700円(テキスト購入不要)

★さらにスキルアップ編(メンタルヘルス不調が見られる相談者対応・相談の適切な記録)も好評募集中!
セミナーはこちら⇒ <https://www.jiwe.or.jp/seminar/open/harassment-skillup-ol#ops-skillup241016>

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所 TEL (06) 4963-3820
FAX (06) 4963-3821
E-mail: kansai@jiwe.or.jp

右記下段 HP よりお申込みください → URL: <http://www.jiwe.or.jp>



-目次-

- 2024 年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [公益財団法人 21 世紀職業財団]・・・P.1
- 事業所への出前講座のお知らせ [ハローワーク池田]・・・P.2～3
高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の提出のお願い
- 最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています [淀川労働基準監督署]・・・P.4～9
労働保険の年度更新のお知らせ
「令和 6 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
電子申請のご案内
- 男女雇用機会均等法等に関する相談、是正指導、紛争解決援助制度について [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・P.10～11
- 大阪府労働環境課「労働相談」のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・P.12

事業所への出前講座のお知らせ

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」



ハローワークから講師が
事業所に出向きます！



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。



このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

- ◆開催場所： 指定された事業所に出向きます。ハローワークでも可。
- ◆内 容： 「精神障害・発達障害の種類や特性など」「共に働く上での（予 定）ポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット： 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象： 企業に雇用されている方であれば、何人からでも可能です。
- ◆そ の 他： 精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。



※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

＜お問合せ先＞ ハローワーク池田 専門援助部門
電話 072-751-2595（部門コード42＃）

事業主のみなさまへ

高年齢者雇用状況等報告および 障害者雇用状況報告の提出のお願い

報告対象の事業主様には5月下旬に報告書類を発送しております
(令和6年の提出期限：7月16日)

ご注意ください！



2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

ご注意ください！



障害者法定雇用率が引き上げられました(2024(令和6)年4月)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

一部の週所定労働時間20時間未満の方が雇用率へ算定されることになりました(2024(令和6)年4月)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

くわしくはハローワーク池田までお問い合わせください

ハローワーク池田

電話 072-751-2595
担当部門コード：高年齢者→31#
障害者→42#

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは下記QRコードから

業務改善助成金



キャリアアップ助成金



ものづくり補助金



IT導入補助金



相談先

働き方改革
推進支援センター



賃金引上げ
特設ページ



安心して働きたい！

令和
6年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3_月～7.10_水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。

●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）	
補助対象	・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
補助上限額	上限額：100万円 （消費税を除く）		上限額：30万円 （消費税を除く）

問い合わせ等

①②の詳細は次項へ

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。複数コースの申請は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」

（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
受付時間	平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） ＜8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く＞	

① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置(※1)
- ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

(※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう



(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

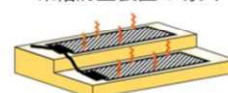
転倒防止対策
リーフレット



水場における防滑性能
の高い床材等の導入



従業員通路への
凍結防止装置の導入



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的
負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための
機能のある服の導入



(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



オンライン化の**波**を一緒に乗りこなそう

労働保険は**電子申請**

**無料で
初期設定を
お手伝い
します。**

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは下記特設サイトへ

イメージキャラクター：
ペパレス執事

労働保険料の
納付は、
**電子納付が
便利です。**

**いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!**

ガブリエルくん

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険の電子申請に関する詳細は「特設サイト」へ!

受託会社：株式会社バックスグループ

スマホでも!
特設サイトは
こちら!



無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間いつでも
申請や届出ができます。



費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国どこでも

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!



お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい
- ・訪問・オンラインが選べます



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

自己紹介文

電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとても温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまた角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

詳細確認やお申込みはホームページから!

<https://denshi-shinsei.jp/>



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail: mail@denshi-shinsei.jp

TEL: 03-6628-2275

〈キリトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名			担当者名		
TEL			メールアドレス (担当者)		
労働者数					
フリガナ			予約希望	アドバイザー	
住所	〒 ー			セミナー	

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



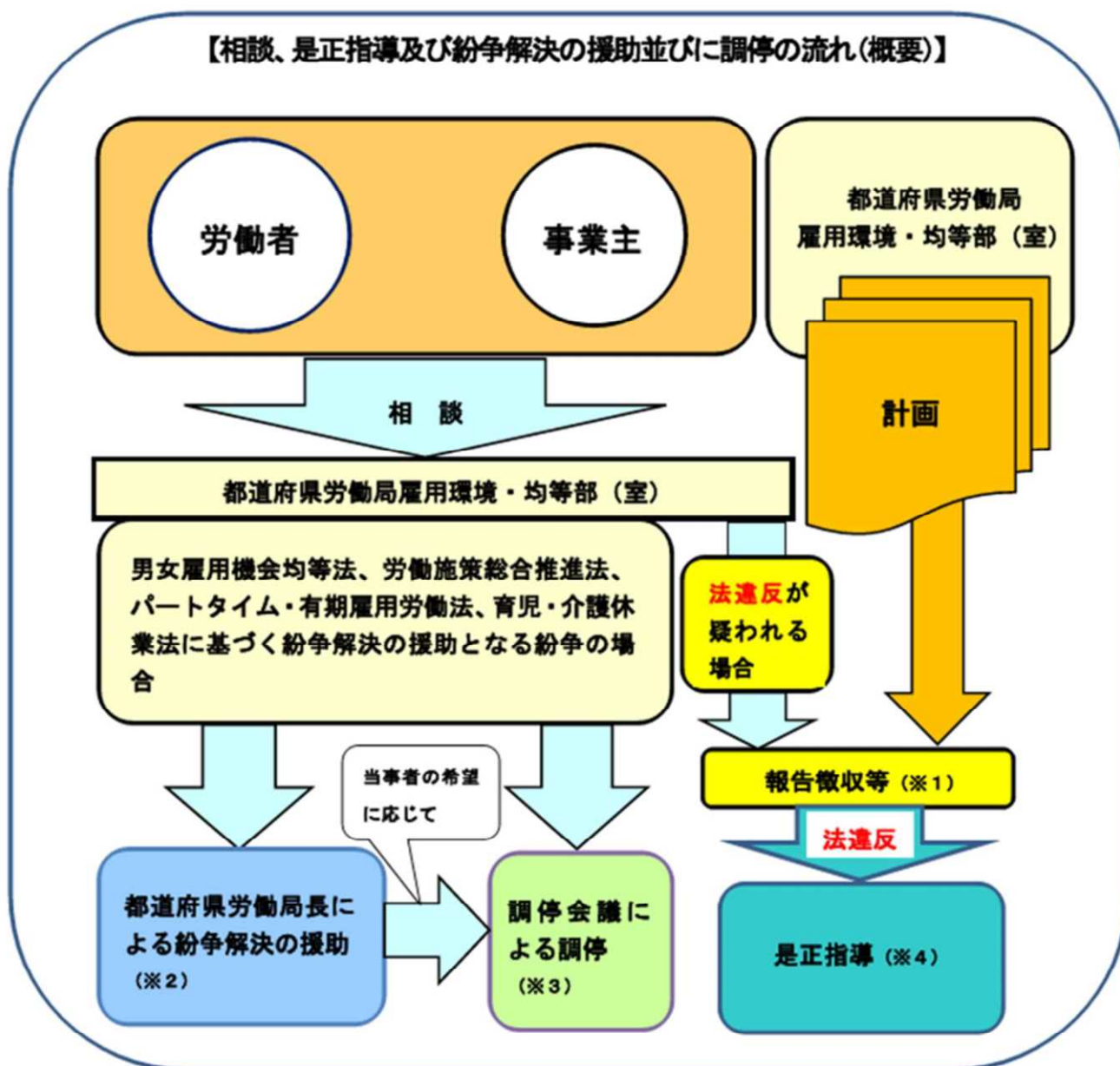
FAX 03-6627-9989

～大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課からのお知らせ～

○ 男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する相談、是正指導、紛争解決援助制度について

大阪労働局では、男女雇用機会均等法等について、労働者や事業主からの相談に基づき、労使の紛争解決のための援助や調停会議による調停を行うとともに、事業主の法違反が疑われる場合の報告徴収等を行っています。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント、育児・介護ハラスメント等の各種ハラスメントやパートタイム労働者、有期雇用労働者と正社員との待遇の差がある場合（同一労働同一賃金）等がございましたら、大阪労働局へご相談ください。



【用語の説明】

※ 1 報告徴収等

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法の施行に関して、必要な事項について事業主から報告を求める制度（労働施策総合推進法については「報告徴収」ではなく「報告の請求」という。）

※ 2 都道府県労働局長による紛争解決の援助

都道府県労働局長が、労働者と事業主との間の紛争を法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより紛争の解決を図る制度。

※ 3 調停会議による調停

紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員：弁護士、社会保険労務士、大学教授等の学識経験者）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として、調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度。

※ 4 是正指導

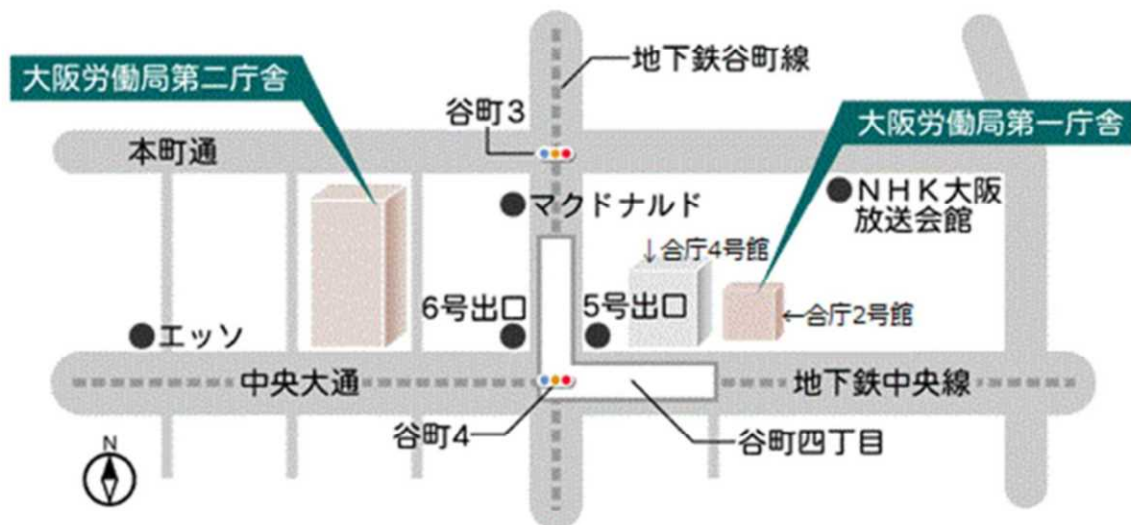
報告徴収等を実施し、法違反があった場合に、是正・改善を求め、法の履行を確保する制度

お問合せ：大阪労働局 雇用環境・均等部指導課（第一庁舎）

〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館8階

☎ 06-6941-8940

8:30～17:15 ※ 土・日・祝日休み



～大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課からのお知らせ～

大阪府労働環境課「労働相談」のご案内

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇う方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【利用日時】予約時にご確認ください。

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、臨床心理士及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【利用日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

※特別労働相談、メンタルヘルス専門相談は、あらかじめ相談員による相談を経た上で実施しています。

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆チャットボットによる労働相談

24時間、365日、6言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語）による労働相談が可能です。

〈こちらからご利用ください〉



<https://embed.chatbot.digital.ricoh.com/shokorodo/app/index.html>

◆外国語相談：06-6946-2600（要予約／面談、オンライン、電話）

対応言語（英語、中国語、ベトナム語など12言語。）

※日本語にて要予約

※詳細は下記ホームページよりご確認ください。

ホームページはこちら



<https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/>

<大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メール



または右の二次元バーコードを読み込んでアクセスしてください。

